

報告第 4 号

平成 26 年度川崎市国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越額の報告
について

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、平成 26 年度川崎市国民
健康保険事業特別会計の繰越明許費繰越額について次のとおり報告する。

平成 27 年 6 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

